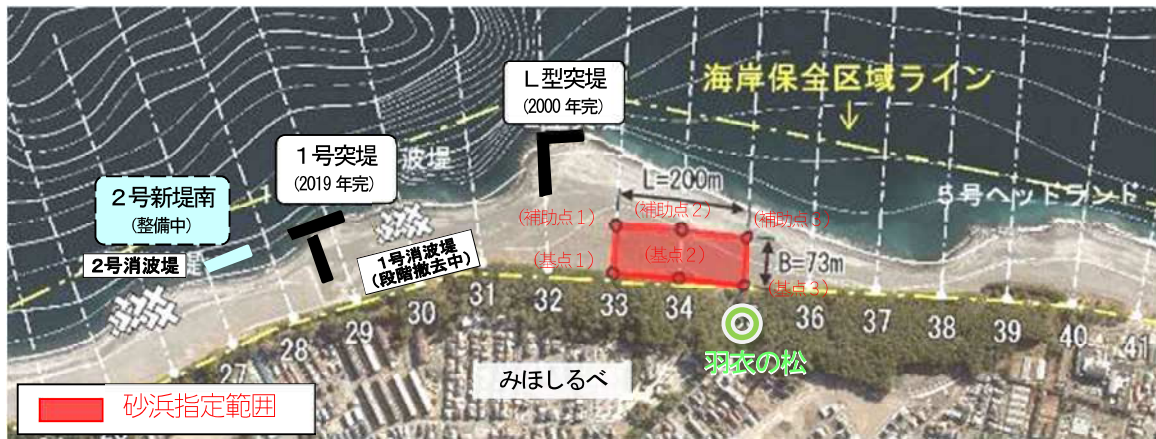


海岸保全施設として指定する砂浜の箇所・範囲等

海岸の名称 清水海岸
 地先名 静岡県静岡市清水区三保地先
 指定する区域 「羽衣の松」前面 ※下図の赤枠内の範囲

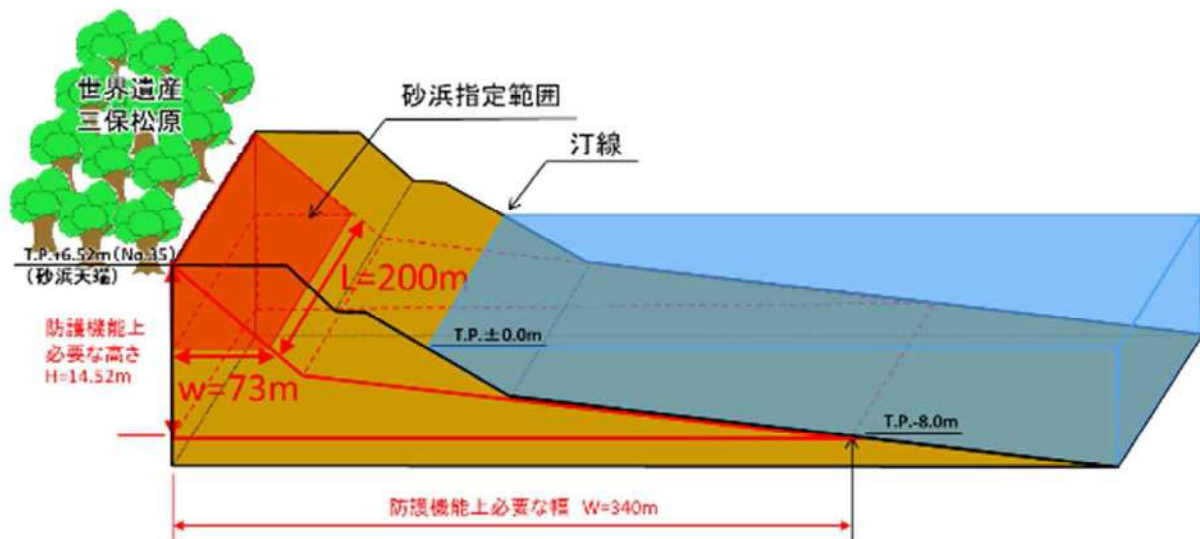


基点 1	清水海岸基準点 No. 33 (緯度 34 度 59 分 43.061 秒、経度 138 度 31 分 27.862 秒)
基点 2	清水海岸基準点 No. 34 (緯度 34 度 59 分 40.359 秒、経度 138 度 31 分 25.678 秒)
基点 3	清水海岸基準点 No. 35 (緯度 34 度 59 分 37.756 秒、経度 138 度 31 分 23.314 秒)
補助点 1	緯度 34 度 59 分 41.749 秒、経度 138 度 31 分 30.259 秒
補助点 2	緯度 34 度 59 分 39.042 秒、経度 138 度 31 分 28.071 秒
補助点 3	緯度 34 度 59 分 36.439 秒、経度 138 度 31 分 25.707 秒

海岸保全施設として管理すべき、防護機能を有する砂浜の範囲 (イメージ)

※砂浜を指定する範囲は陸地の範囲ですが、水面下の砂浜も含めて順応的な管理を行うことで、指定範囲の砂浜を将来にわたって維持し、背後地の越波被害を防止します。

No.35



移動限界水深

(波の作用により砂が移動する限界の深さ)